

江原河畔劇場
新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン

第2版

2021年2月9日

有限会社アゴラ企画

○本ガイドラインの趣旨

新型コロナウイルス感染症の影響が依然続く中、江原河畔劇場利用者向けのものとして「江原河畔劇場新型コロナウイルス感染症対策ガイドライン（第1版）」を2020年7月に作成した。本ガイドラインは2021年2月時点での状況を反映し第2版として策定したものである。

なお、本ガイドラインは、新型コロナウイルス感染症に対する最新の知見等を踏まえ随時見直すこととする。

○策定方法

有限会社アゴラ企画が専門家の知見を元に策定した。

政府の専門家会議「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」中にある「各業種のガイドライン等の作成に当たって求められる基本的な考え方や留意点の例」等に留意しながら各業界団体が出しているガイドラインも参考にしている。

○本ガイドラインの内容

- (1) 稽古期間から劇場入りまでの対策
- (2) 劇場における対策
- (3) 来場者に関する感染防止策
- (4) 施設管理者に関する感染防止策

(1) 稽古期間から劇場入りまでの対策

① 稽古実施の前提

- ・スタッフ・キャストは健康を守ることを第一と考え、体調が悪い（かもしれない）と感じた場合には、団体の代表者に報告の上、気兼ねをせずに休む。
- ・各団体・制作者においては、体調不良者が出た場合に備え、可能な限りバックアップができる体制を構築すること。
- ・万一感染者が出て、稽古・公演に中止を含む支障が出た場合も、感染者に責務を負わせない。
- ・公演の続行・休止・中止については団体が責任を持って決定し、すみやかに劇場に報告をする。
- ・公演の進行に支障があると劇場が判断した場合、劇場は団体の責任者へ報告する。
- ・新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した方と、発症2日前から隔離開始までの期間に濃厚接触した可能性がある場合は、団体の代表者、また劇場に速やかに申し出る。
- ・政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航及び当該国・地域の在住者は帰国、入国から14日以上経過した後、稽古参加とする。
- ・発熱等の症状により自宅で療養することとなった者は、毎日、健康状態を確認した上で、症状が改善してから最低48時間の経過期を経るまでは稽古に参加しない、させない。
- ・息苦しさや強いだるさ、熱などの症状がある場合や、咳などの比較的軽いかぜの症状がある場合は、自宅待機とする。

② 入室時

- ・全員入室時に検温を行う。もしくは各自自宅・滞在施設にて検温を実施する。37.5℃以上の発熱がある場合や体調に異変がある場合は自宅待機とする。
- ・稽古場入室時、手指の消毒を行う。

③ 稽古場

- ・稽古場仕込み撤去において、十分な時間を設定し、三密の発生防止に努める。
- ・稽古時間には十分な日幅と時間を設定し、一日の拘束時間が過度に長時間にならないよう配慮する。
- ・稽古場内は常時換気を実施する。
- ・稽古場内の手すり、カーテン、ドアノブ、机、いす、ロッカー、床などは頻繁に清拭消毒を行う。
- ・舞台セットのキャスト・スタッフの触れる部分、小道具は舞台監督と相談し抗菌処理を行うことを推奨する。（業者による1度の抗菌処理で1年間は無効。稽古場の中央に道具を集めて抗菌処理を実施。所要時間2時間程度。抗菌＝ウイルスがその物に滞在している時間が圧倒的に短くなる効果あり。）
- ・稽古中、キャスト以外はマスクを着用する。使い捨て手袋も有効。
- ・スタッフは、できるだけ用具の共有を行わないものとする。
- ・キャスト、スタッフにおいてはシューズ、マット、カップなどの共有を避け、管理、洗浄、消毒は各自責任を持って行う。
- ・稽古参加以外の関係者の稽古場の出入りは必要時を除き、極力少なくする。

- ・トイレは各自ハンドタオルを持参するか、ペーパータオルを使用する。またトイレの蓋がある場合は、蓋をして水を流す。

④ 食事・ケータリング

- ・ケータリングは極力個包装のものとする。
- ・ケータリング場に奨励される消毒方法についての貼り出しをする。
- ・ケータリング用では使い捨ての紙コップ、紙皿などを使用する。自身のみが使うカップ・タンブラー等を持参・使用する場合は、各自管理する。
- ・ペットボトル飲料は各自、管理・破棄をする。残置に注意し、残置されたペットボトルは廃棄する。
- ・水回りや洗いものは全て使い捨てペーパータオルを使用する。
- ・清掃やゴミの廃棄を行う者はマスクの着用を徹底し、作業を終えた後は、手洗いや手指消毒を行う。

⑤ 移動

- ・感染リスクの把握の為、各自の稽古場への経路を把握する。（電車・自家用車・自転車等）
- ・移動中はマスクを着用・咳エチケットを遵守する。

⑥ 連絡系統

- ・各キャスト・スタッフの緊急連絡先、連絡網を作成する。情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。
（コンタクトシートに全スタッフの連絡先を追記、メール、LINEなど）

⑦ 感染が疑われる場合

- ・感染が疑われる者が発生した場合、速やかに隔離等を行い、人との接触をできる限り避けるものとする。必要に応じて直ちに帰宅させ、自宅待機とする。
- ・公演関係者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- ・万が一、感染が発生した場合は、感染した人の人権を守る配慮を行う。
- ・体調不良者が出た場合、帰国者・接触者相談センター等に連絡し、対応を相談する。

上記、すべての内容を劇場利用団体に周知徹底する。

(2) 劇場における対策

① 公演実施の前提

- ・スタッフ・キャストは健康を守ることを第一と考え、体調が悪い（かもしれない）と感じた場合には、団体の代表者に報告の上、気兼ねをせずに休む。
- ・各団体・制作者においては、体調不良者が出た場合に備え、可能な限りバックアップができる体制を構築すること。
- ・万一感染者が出て、稽古・公演に中止を含む支障が出た場合も、感染者に責務を負わせない。
- ・公演の続行・休止・中止については団体が責任を持って決定し、公演の進行に支障がある場合は団体の代表者へ報告する。
- ・新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した方と、発症2日前から隔離開始までの期間に濃厚接触した可能性がある場合は、団体の代表者、また劇場に速やかに申し出る。
- ・政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域等への渡航及び当該国・地域の在住者は帰国、入国から14日以上経過した後、稽古参加とする。
- ・発熱等の症状により自宅で療養することとなった者は、毎日、健康状態を確認した上で、症状が改善してから最低48時間の経過期を経るまでは公演に参加しない、させない。
- ・息苦しさや強いだるさ、熱などの症状がある場合や、咳などの比較的軽いかぜの症状がある場合は、自宅待機とする。

② 入館時

- ・全員劇場の入館時に検温を行う。37.5℃以上の発熱がある場合や体調に異変がある場合は、施設内には立ち入らず、速やかに劇場スタッフに申し出る。

③ 劇場内

- ・劇場仕込み・撤去において、十分な時間を設定し、三密の発生防止に努める。
- ・舞台稽古時間には十分な日数と時間を設定し、一日の拘束時間が過度に長時間にならないよう配慮する。
- ・出演のキャスト以外はマスクを着用する。
- ・舞台セットのキャスト・スタッフの触れる部分、小道具は舞台監督と相談し抗菌処理を行うことを推奨する。またなるべく道具ごと、機材ごとに担当を決め、担当以外が扱わないようにする。
- ・客席、客席椅子、客入れ扉ドアノブ、客入れ階段手すりなど、来場者が触れる箇所は、開場前に必ず消毒を行う。

④ 楽屋

- ・楽屋内では可能な限り距離を取った鏡前の配置とする。
- ・楽屋内は常時換気を実施する。
- ・楽屋内の手すり、カーテン、ドアノブ、机、いすなどは頻繁な清拭消毒・除菌を行う。
- ・楽屋を事前に抗菌処理することも推奨する。
- ・楽屋入室時、手指の消毒を行う。

- ・ヘアメイク道具は共用で使用しない。また消毒や除菌をする。
- ・キャスト、スタッフにおいてはシューズ、マット、カップなどの共有を避け、管理、洗浄、消毒は各自責任を持って行う。
- ・トイレは各自ハンドタオルを持参するか、ペーパータオルを置く。またトイレの蓋は、蓋をして水を流す。
- ・関係者の楽屋の出入りは必要時を除き極力少なくする。
- ・終演後の楽屋面会は中止し、関係者の出入りを極力少なくする。
- ・ロビー花、楽屋花の受領は中止する。

⑤ 食事・ケータリング

- ・楽屋内やケータリング場に、奨励される消毒方法についての貼り出しをする。
- ・ケータリングは極力個包装のもの、弁当はパッケージングされたものにする。
- ・ケータリングでは使い捨ての紙コップ・紙皿などを使用する。自身のみが使うカップ・タンブラー等を持参・使用する場合は、各自管理する。
- ・ペットボトル飲料は各自、管理・破棄をする。残置に注意し、残置されたペットボトルは廃棄する。
- ・水回りや洗いものは全てペーパータオルを使用する。
- ・清掃やゴミの廃棄を行う者はマスクの着用を徹底し、作業を終えた後は、手洗いや手指消毒を行う。

⑥ 移動

- ・感染リスクの把握の為、各自の劇場への経路を把握する。（電車・自家用車・自転車等）
- ・移動中はマスクを着用、咳エチケットを遵守する。

⑦ 連絡系統

- ・各キャスト・スタッフ（仕込み撤去の増員／受付人員なども含む）の緊急連絡先、連絡網を作成する。情報が必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得ることを事前に周知する。（コンタクトシートに全スタッフの連絡先を追記、メール、LINEなど）

⑧ 舞台・客席の設定

- ・舞台と客席との距離を2m空けること。またはそれと同等の措置を行うこと。
- ・公演の前後及び公演の休憩中に、会場内の換気を行う。また公演中についても適切な換気を行う。

⑨ 受付、ロビー

- ・テーブル、椅子等の物品の消毒を行う。
- ・常時換気を実施する。
- ・対面で販売を行う場合、マスクの着用とともに、可能な範囲でアクリル板や透明ビニールカーテンを設置し、来場者との間を遮蔽するよう努める。
- ・以下のような手段をとり、密集を回避する方策や密な状況を発生させない工夫の導入を検討すること。

- ・ 入場時のチケット確認（もぎり）の簡略化
- ・ 入場待機列の設置
- ・ 大人数での来館の制限等
- ・ 事前に余裕を持った入場時間、退場時間を設定し、整理番号やゾーンごとの時間差での入退場、開場時間の前倒し等の工夫を行う
- ・ チラシ、アンケート、パンフレットなどは、手渡しによる配布を行わない。
- ・ 面会は中止とし、プレゼント・差し入れ等は控えるように呼びかける。
- ・ ロビー花、楽屋花の受領は中止する。

⑩ 感染が疑われる場合

- ・ 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに隔離等を行い、人との接触をできる限り避けるものとする。必要に応じて直ちに帰宅させ、自宅待機とする。
- ・ 公演関係者に感染が疑われる場合には、保健所の聞き取りに協力し、必要な情報提供を行う。
- ・ 万が一、感染が発生した場合は、感染した人の人権を守る配慮を行う。
- ・ 体調不良者が出た場合、帰国者・接触者相談センター（豊岡健康福祉事務所）等に連絡し、対応を相談する。

上記、すべての内容を劇場利用団体に周知徹底する。

(3) 来場者に関する感染防止策

① 公演前の対策

- ・ 来場者の氏名、および緊急連絡先の把握を行う。また、来場者から感染者が発生した場合など必要に応じて保健所等の公的機関へ提供され得る事を事前に周知する。
- ・ 来場者の検温実施の要請のほか、来場を控えてもらうケースを事前に周知する。

② 公演当日の対策

1) 周知・広報

感染予防のため、劇場と協力の上、来場者に対して以下の周知をする。

- ・ マスク着用、手指の消毒、咳エチケット、社会的距離の確保の徹底、
- ・ 下記の症状に該当する場合には来場を控えること。
37.5℃以上の発熱、極端な咳、呼吸困難、全身倦怠感、咽頭痛、味覚・嗅覚障害、頭痛、下痢、嘔気・嘔吐

2) 来場者の入場時の対応

- ・ 以下の場合には、入場しないよう要請する。
 - 検温の結果、37.5℃以上の発熱があった場合
 - 咳・咽頭痛などの症状がある場合
 - 新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合
 - 過去2週間以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国・地域への訪問歴及び当該在住者との濃厚接触がある場合
- ・ 事前に余裕を持った入場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での入場、開場時間の前倒し等の工夫をし、必要に応じて、入場制限を行う。
- ・ パンフレット・チラシ・アンケート等の手渡しによる配布は行わない。
- ・ プレゼント・差し入れ等は控えるように呼びかける。
- ・ 感染が疑われる者が発生した場合、速やかに医療機関及び保健所へ連絡し、指示を受ける。

3) 公演会場内の感染防止策

- ・ 接触感染や飛沫感染を防止するため、消毒や換気の徹底、マスク着用と会話抑制等、複合的な予防措置に努める。

4) 来場者の退場時の対応

- ・ 事前に余裕を持った退場時間を設定し、券種やゾーンごとの時間差での退場等の工夫を行う。
- ・ 面会等は行わないことを周知する。

③公演後の対策

- ・公演ごとに、来場者の氏名及び緊急連絡先を把握し、名簿を作成し保存するよう努める。保存期間を4週間とする。個人情報保護の観点から、名簿等の保管には十分な対策を講ずる。
- ・感染が疑われる者が発生した場合には速やかに連携が図れるよう、所轄の保健所との連絡体制を整え、必要な情報提供を行う。

上記、すべての内容を劇場利用団体に周知徹底する。

(4) 施設管理者に関する感染防止策

劇場職員は、以下のことを実施し、感染防止に努める。

- ・「兵庫県新型コロナ追跡システム」を導入
- ・朝晩の検温
- ・行動歴の記録
- ・手指消毒、マスク着用、咳エチケットの遵守
- ・施設内の定期的な巡回消毒の実施
- ・入館時に検温を行う。37.5℃以上の発熱がある場合や体調に異変がある場合は、施設内には立ち入らない。

新型コロナウイルス感染症に関する電話相談窓口

機関名	主体	連絡先など
帰国者・接触者相談センター (豊岡健康福祉事務所)	兵庫県	受付時間 平日:午前9時～午後5時30分 電話番号 0796 - 26 - 3660 FAX 番号 0796 - 24 - 4410
兵庫県 新型コロナ健康相談 コールセンター	兵庫県	電話番号 078 - 362 - 9980 FAX 番号 078-362 - 9874
厚生労働省電話相談窓口	厚生労働省	受付時間：平日・土曜・日曜日 午前9時～午後9時 電話番号 0120 - 565653(フリーダイヤル)

■注意事項

当ガイドラインの内容は作成当時の情報に基づいています。

当ガイドラインは江原河畔劇場利用者の皆様の対応指針を示すもので、当ガイドラインの情報を
用いて行う一切の行為について、何ら責任を負うものではありません。

また当ガイドラインに起因して生じた損害については、責任を負いかねますので御了承ください。

■参考にしたガイドライン

- ・厚生労働省 新型コロナウイルス感染症について

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ・新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針（2020年12月24日改訂）

https://web.pref.hyogo.lg.jp/governor/documents/g_kaiken20201224_11.pdf

- ・公益社団法人全国公立文化施設協会 「劇場、音楽堂等における新型コロナウイルス感染
拡大予防ガイドライン改定版」（2020年9月29日）

https://www.zenkoubun.jp/covid_19/files/0918covid_19.pdf

- ・緊急事態舞台芸術ネットワーク「舞台芸術公演における新型コロナウイルス感染予防対策ガイ
ドライン」（2020年12月02日改定）

http://jpasn.net/stage_guideline0630a.pdf